

熊本県公報

号外 第 15 号
平成 17 年 3 月 24 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県職員の人事情行政運営等の状況の公表に関する条例	(人事課)	12
○熊本県一般職の職員等との関係する条例及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	(")	13
○熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	14
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課)	14
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(私学文書課)	14
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	14
○熊本県水とみどりの森づくり税条例	(税務課)	25
○熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	(危機管理室)	26
○熊本県国民保護協議会条例	(")	26
○熊本県統計調査条例の一部を改正する条例	(統計調査課)	27
○熊本県地域福祉基金条例の一部を改正する条例	(福祉のまちづくり課)	27
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(子ども家庭福祉課)	27
○熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	(身体障害福祉課)	28
○熊本県結核診療協議会条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	28
○熊本県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例	(薬務課)	29
○熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	29
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(食品衛生課)	30
○熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	(環境保全課)	34
○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(")	34
○熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	(")	39
○熊本県産業廃棄物税基金条例	(廃棄物対策課)	39
○熊本県食の安全安心推進条例	(食の安全・消費生活課)	40
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(交通安全・青少年課)	42
○熊本県労働相談情報センター設置条例を廃止する条例	(労働雇用課)	43
○熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例	(農団体金融課)	43
○熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例	(経営技術課)	44
○熊本県水とみどりの森づくり基金条例	(林政課)	44
○熊本県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例	(")	45
○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	45
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	49
○文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	49
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	50
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(")	50

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員の人事情行政の運営等の状況の公表に関する条例

- 1 この条例の趣旨を規定することとした。(第1条関係)
- 2 任命権者は、毎年7月末日までに、知事に対し、前年度における人事情行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。(第2条関係)
- 3 任命権者が、知事に対して、前年度の人事情行政の運営状況について報告しなければならない事項は、次のとおりとすることとした。(第3条関係)

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項
- 4 人事委員会は、毎年7月末日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならないこととした。(第4条関係)
- 5 人事委員会が、知事に対して、前年度の業務状況について報告しなければならない事項は、次のとおりとすることとした。(第5条関係)
 - (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 - (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- 6 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならないこととした。(第6条関係)
- 7 公表は、次の方法で行うこととした。(第7条関係)
 - (1) 熊本県公報に登載する方法
 - (2) 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
 - (3) インターネットの利用その他の方法により閲覧に供する方法
- 8 条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第8条関係)
- 9 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
 - (1) 農業改良助長法等の一部改正に伴う改正
「農林漁業改良普及手当」の名称が「農林漁業普及指導手当」に改正されたことに伴い、関係規定を整理することとした。
 - (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う改正災害派遣手当の一類型として武力攻撃災害等派遣手当の支給が地方自治法第204条第2項に規定されたことに伴い、関係規定の整備を行う。
- 2 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
上記1(2)に同じ。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、農林漁業改良普及手当の改正規定については、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地域振興局の福祉課保健福祉係の職員をもって充てられた福祉事務所所員に対する福祉業務手当は、専ら現業を行う所員のそれとは異なる支給額を設定しているが、機構改革により、一部の地域振興局においては、福祉課保健福祉係の職員が専ら現業を行う所員となることから、従事する業務に応じた支給額を設定するための規定を加えることとした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 授業料等の額を次のとおり改定することとした。(第2条及び第5条関係)

区 分	改 定 後	改 定 前
授業料(学部)	535,800円	520,800円
授業料(大学院)	同 上	同 上
研究料(月額)	29,700円	28,900円
科目等履修料(1単位)	14,800円	14,400円
特別聴講料(1単位)	同 上	同 上

- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 3 平成11年4月1日前から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項にかかわらず、なお従前の例によることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 薬事法（昭和35年法律第145号）の改正等に伴う第一種医薬品製造販売業許可申請手数料等の新設等を行うこととした。

(1) 新たに手数料を設けるもの

- ① 危険物施設の設置許可申請手数料 別表第5に掲げる区分に応じた額
- ② 放置車両確認事務登録申請手数料 23,000円
- ③ 放置車両確認事務登録更新申請手数料 23,000円
- ④ 駐車監視員資格者証交付申請手数料 9,900円
- ⑤ 駐車監視員資格者講習手数料 19,000円
- ⑥ 駐車監視員資格者認定手数料 4,500円
- ⑦ 駐車監視員資格者証書換え交付手数料 2,100円
- ⑧ 駐車監視員資格者証再交付手数料 2,000円
- ⑨ 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料 155,300円
- ⑩ 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料 130,900円
- ⑪ 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料 5,700円
- ⑫ 医薬部外品製造販売業許可申請手数料（特別審査対象医薬部外品） 98,200円
- ⑬ 医薬部外品製造販売業許可申請手数料（特別審査対象外医薬部外品） 74,700円
- ⑭ 化粧品製造販売業許可申請手数料 74,700円
- ⑮ 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料 155,300円
- ⑯ 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料 130,900円
- ⑰ 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料 98,200円
- ⑱ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付手数料 2,100円
- ⑲ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の再交付手数料 2,900円
- ⑳ 第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料 125,900円
- ㉑ 第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料 104,200円
- ㉒ 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料 4,400円
- ㉓ 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料（特別審査対象医薬部外品） 79,100円
- ㉔ 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料（特別審査対象外医薬部外品） 57,700円
- ㉕ 化粧品製造販売業許可更新申請手数料 57,700円
- ㉖ 第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 125,900円
- ㉗ 第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 104,200円
- ㉘ 第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 79,100円
- ㉙ 医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分） 87,300円
- ㉚ 医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分） 66,800円
- ㉛ 医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第1項第5号に掲げる区分） 31,900円
- ㉜ 医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第2項第2号に掲げる区分） 66,800円
- ㉝ 医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第2項第3号に掲げる区分） 31,900円
- ㉞ 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料 11,200円
- ㉟ 医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分） 87,300円
- ㊱ 医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分） 43,100円
- ㊲ 医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第3号に掲げる区分） 31,900円
- ㊳ 化粧品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第4項第1号に掲げる区分） 43,100円
- ㊴ 化粧品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第4項第2号に掲げる区分） 31,900円
- ㊵ 医療機器製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第2号に掲げる区分） 87,300円
- ㊶ 医療機器製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第3号に掲げる区分） 66,800円
- ㊷ 医療機器製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第4号に掲げる区分） 31,900円
- ㊸ 医療機器修理業許可申請手数料 70,700円
- ㊹ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の書換え交付手数料 2,100円

④⑤	医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料	2,100 円
④⑥	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の再交付手数料	2,900 円
④⑦	医療機器修理業の許可証の再交付手数料	2,900 円
④⑧	掲げる区分) 医薬品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に)	56,700 円
④⑨	掲げる区分) 医薬品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に)	42,400 円
⑤⑩	掲げる区分) 医薬品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に)	21,400 円
⑤⑪	掲げる区分) 医薬品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に)	42,400 円
⑤⑫	掲げる区分) 医薬品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に)	21,400 円
⑤⑬	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	5,800 円
⑤⑭	号に掲げる区分) 医薬部外品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に)	56,700 円
⑤⑮	号に掲げる区分) 医薬部外品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に)	28,200 円
⑤⑯	号に掲げる区分) 医薬部外品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に)	21,400 円
⑤⑰	掲げる区分) 化粧品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に)	28,200 円
⑤⑱	掲げる区分) 化粧品製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に)	21,400 円
⑤⑲	に掲げる区分) 医療機器製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に)	56,700 円
⑥⑰	に掲げる区分) 医療機器製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に)	42,400 円
⑥⑱	に掲げる区分) 医療機器製造業許可更新申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に)	21,400 円
⑥⑲	医療機器修理業許可更新申請手数料	48,500 円
⑥⑳	条第 1 項第 3 号に掲げる区分) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に)	72,100 円
⑥㉑	条第 1 項第 4 号に掲げる区分) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に)	51,200 円
⑥㉒	条第 1 項第 5 号に掲げる区分) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に)	25,400 円
⑥㉓	条第 2 項第 2 号に掲げる区分) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に)	51,200 円
⑥㉔	条第 2 項第 3 号に掲げる区分) 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に)	25,400 円
⑥㉕	第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる区分) 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に)	72,100 円
⑥㉖	第 26 条第 3 項第 2 号に掲げる区分) 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に)	35,700 円
⑥㉗	第 26 条第 3 項第 3 号に掲げる区分) 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に)	25,400 円
⑥㉘	条第 4 項第 1 号に掲げる区分) 化粧品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に)	35,700 円
⑥㉙	条第 4 項第 2 号に掲げる区分) 化粧品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に)	25,400 円
⑥㉚	26 条第 5 項第 2 号に掲げる区分) 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に)	72,100 円
⑥㉛	26 条第 5 項第 3 号に掲げる区分) 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に)	51,200 円
⑥㉜	26 条第 5 項第 4 号に掲げる区分) 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料 (薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に)	25,400 円
⑥㉝	医療機器修理業の修理区分変更又は追加許可申請手数料	17,800 円
⑥㉞	日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料	38,700 円
⑥㉟	医療用医薬品製造販売承認申請手数料	212,400 円
⑥㊱	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90 円
⑥㊲	一般用医薬品製造販売承認申請手数料	76,100 円
⑥㊳	医薬部外品製造販売承認申請手数料	37,100 円
⑥㊴	医療機器製造販売承認申請手数料	103,200 円
⑥㊵	医薬品等適合性調査申請手数料	別表第 19 の 2 に掲げる区分に応じた額
⑥㊶	日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	22,700 円
⑥㊷	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	104,500 円

⑥	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	90 円
⑦	一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	33,800 円
⑧	医療部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	22,500 円
⑨	医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	61,400 円
⑩	屋外広告業登録申請手数料	10,000 円
⑪	屋外広告業登録更新申請手数料	10,000 円
(2)	手数料の額を改定するもの	
①	特殊車両通行許可申請手数料	1,500 円 → 一通行経路につき 200 円
②	免許証交付手数料	1,750 円他 → 1,650 円他
③	免許証再交付手数料	3,350 円他 → 3,200 円他
④	免許証更新手数料	2,250 円他 → 2,100 円
⑤	本人確認情報開示手数料	20 円 → 10 円
⑥	こころの医療センター診断書交付手数料	3,360 円他 → 5,040 円他
⑦	こころの医療センター死体検案書交付手数料	3,990 円他 → 5,040 円
⑧	こころの医療センター証明書交付手数料	1,370 円 → 2,000 円
⑨	こども総合療育センター診断書交付手数料	3,360 円他 → 5,040 円他
⑩	こども総合療育センター死体検案書交付手数料	3,990 円他 → 5,040 円
⑪	こども総合療育センター証明書交付手数料	1,370 円 → 2,000 円
⑫	林業研究指導所試験手数料 (製品性能検査)	2,100 円以上 2,520 円以下 → 2,100 円以上 6,140 円以下
(3)	手数料を廃止するもの	
①	小型船舶検査手数料	37,000 円他
②	船籍票記載事項変更手数料	28,000 円他
③	船籍票書換え手数料	4,300 円
④	船籍港変更後の船籍票交付手数料	1 隻につき 4,300 円
⑤	船籍票再交付手数料	1 隻につき 4,300 円
⑥	船籍票検認手数料	1 隻につき 13,000 円
⑦	船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙 1 枚につき 1,000 円
⑧	改良普及員資格試験手数料	2,700 円
⑨	林業改良指導員資格試験手数料	2,700 円
⑩	医薬品製造業又は輸入販売業許可申請手数料	116,200 円
⑪	医薬品製造業又は輸入販売業許可申請手数料 (特別審査対象外医薬品)	70,700 円
⑫	薬局製造医薬品製造業許可申請手数料	11,200 円
⑬	医薬部外品製造業又は輸入販売業許可申請手数料	79,400 円
⑭	医薬部外品製造業又は輸入販売業許可申請手数料 (特別審査対象外医薬部外品)	35,500 円
⑮	化粧品製造業又は輸入販売業許可申請手数料	35,500 円
⑯	医療用具製造業又は輸入販売業許可申請手数料	116,200 円
⑰	医療用具製造業又は輸入販売業許可申請手数料 (特別審査対象外医療用具)	70,700 円
⑱	医療用具専用修理業許可申請手数料	70,700 円
⑲	証 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可書換え交付手数料	2,100 円
⑳	証 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可書の再交付手数料	2,900 円
㉑	⑲ 医薬品製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料	84,700 円
㉒	⑲ 医薬品製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料 (特別審査対象外医薬品)	48,500 円
㉓	⑲ 薬局製造医薬品製造業許可更新申請手数料	5,800 円
㉔	⑲ 医薬部外品製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料	57,700 円
㉕	⑲ 医薬部外品製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料 (特別審査対象外医薬部外品)	22,600 円
㉖	⑲ 化粧品製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料	22,600 円
㉗	⑲ 医療用具製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料	84,700 円
㉘	⑲ 医療用具製造業又は輸入販売業許可更新申請手数料 (特別審査対象外医療用具)	48,500 円
㉙	⑲ 医療用具専用修理業許可更新申請手数料	48,500 円
㉚	⑲ 日本薬局方医薬品製造又は輸入承認申請手数料	35,100 円
㉛	⑲ 医療用医薬品製造又は輸入承認申請手数料	198,800 円
㉜	⑲ 薬局製造医薬品製造承認申請手数料	90 円
㉝	⑲ 一般用医薬品製造又は輸入承認申請手数料	70,600 円
㉞	⑲ 医薬部外品製造又は輸入承認申請手数料	34,600 円
㉟	⑲ 医療用具製造又は輸入承認申請手数料	103,200 円
㊱	⑲ 日本薬局方医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認申請手数料	20,700 円
㊲	⑲ 医療用医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認申請手数料	95,300 円
㊳	⑲ 薬局製造医薬品製造承認事項一部変更承認申請手数料	90 円

③⑨	一般用医薬品製造又は輸入承認事項一部変更承認申請手数料	30,700 円
④⑩	医薬部外品製造又は輸入承認事項一部変更承認申請手数料	20,700 円
④⑪	医療用具製造又は輸入承認事項一部変更承認申請手数料	61,400 円
④⑫	薬局製造医薬品製造品目変更又は追加許可申請手数料	90 円
④⑬	医薬品製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料	34,000 円
④⑭	医薬品製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医薬品）	16,600 円
④⑮	医薬品製造区分変更又は追加許可申請手数料	84,700 円
④⑯	医薬品製造区分変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医薬品）	48,500 円
④⑰	医薬部外品製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料	33,000 円
④⑱	医薬部外品製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医薬部外品）	16,200 円
④⑲	医薬部外品製造区分変更又は追加許可申請手数料	65,600 円
④⑳	医薬部外品製造区分変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医薬部外品）	30,600 円
⑤①	化粧品製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料	16,200 円
⑤②	化粧品製造区分変更又は追加許可申請手数料	30,600 円
⑤③	医療用具製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料	34,000 円
⑤④	医療用具製造又は輸入品目変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医療用具）	16,600 円
⑤⑤	医療用具製造区分変更又は追加許可申請手数料	84,700 円
⑤⑥	医療用具製造区分変更又は追加許可申請手数料（特別審査対象外医療用具）	48,500 円
⑤⑦	医療用具専用修理業区分変更又は追加許可申請手数料	17,800 円
⑤⑧	保健所水質検査手数料のうち水道法施行規則第15条第1項第3号イの規定による水道水の定期検査の項目、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について行う検査のうち有機物の検査を過マンガン酸カリウム消費量で行う検査	6,300 円

(4) 手数料の納付時期を規定するもの（第3条関係）

1 (1) ④、1 (1) ⑦及び1 (1) ⑧の事務については、納付の時期を交付のときとすることとした。

(5) 指定試験機関等について規定するもの（第4条関係）

- ① 保育士試験手数料に関する規定の新設
② 計量器定期検査手数料及び計量証明検査手数料に関する規定の新設

(6) 関係条項の整理を行うもの

- ① 薬事法及び薬事法施行令の一部改正に伴う条項の整理
② 屋外広告物条例の一部改正に伴う条項の整理
③ 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う条項の整理
④ 職業能力開発促進法の一部改正に伴う条項の整理

2 施行期日等

この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1 (6) ③並びに1 (6) ④については公布日から、1 (3) ①から⑦までについては平成17年4月2日から、1 (1) ⑩、1 (1) ⑪及び1 (6) ②の規定については平成17年10月1日から施行することとした。

3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部改正

この条例による手数料の新設、改定及び関係条項の整理に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり税条例

1 課税の目的（第1条関係）

水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として水とみどりの森づくり税を課することとした。

2 個人の県民税の均等割の税率の特例（第2条及び附則第2項関係）

平成17年度以後の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例に定める額に水とみどりの森づくり税額として500円を加算した額とすることとした。

3 法人等の県民税の均等割の税率の特例（第3条関係）

平成17年4月1日以後に終了する各事業年度等に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例に定める額に、水とみどりの森づくり税額として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とすることとした。

4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

5 3にかかわらず、法人の平成17年4月1日以後に終了する事業年度に係る予定（中間）申告書又は連結事業年度に係る予定申告書の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例によることとした。

- 6 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとした。

◇熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

- 1 この条例の制定の目的を規定することとした。(第1条関係)
- 2 組織について規定することとした。(第2条関係)
- 3 会議について規定することとした。(第3条関係)
- 4 国民保護対策本部に部を置くことができることとした。(第4条関係)
- 5 現地対策本部について規定することとした。(第5条関係)
- 6 国民保護対策本部の庶務を司る部署を規定することとした。(第6条関係)
- 7 委任事項を規定することとした。(第7条関係)
- 8 第2条から第7条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用することとした。(第8条関係)
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国民保護協議会条例

- 1 この条例の制定の目的を規定することとした。(第1条関係)
- 2 協議会の委員の定数及び専門委員の任期を定めることとした。(第2条関係)
- 3 会長の職務代理について規定することとした。(第3条関係)
- 4 会議について規定することとした。(第4条関係)
- 5 協議会に幹事を置くこととした。(第5条関係)
- 6 協議会に部会を置くことができることとした。(第6条関係)
- 7 協議会の庶務を司る部署を規定することとした。(第7条関係)
- 8 委任事項を規定することとした。(第8条関係)
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県統計調査条例の一部を改正する条例

- 1 第4条第2項中「能力」を「行為能力」に、「代って」を「代わって」に改めることとした。
- 2 この条例は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日から施行することとした。

◇熊本県地域福祉基金条例の一部を改正する条例

- 1 第2条中「基金の額は、20億円とする」を「基金として積立てる額は、予算で定める。」に改めることとした。(第2条関係)
- 2 その他関係規定を整理することとした。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の引用規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県児童相談所条例(昭和39年熊本県条例第50号)の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
 - (2) 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年熊本県条例第33号)の規定の整理を行うこととした。(第9条関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県身体障害者リハビリテーションセンターが行う業務に、次に掲げる業務を加えることとした。(第3条関係)
 - (1) 身体障害者手帳に関する事務を行うこととした。
 - (2) 法の規定に基づく更生医療に係る医療機関の指定又は指定の取消しを行うこととした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

- 1 条例の名称の改正
名称を「熊本県結核の診査に関する協議会条例」に改めることとした。
- 2 協議会の統合
熊本県阿蘇保健所及び熊本県御船保健所の各協議会を一の協議会に統合し、また、熊本県水俣保健所及び熊本県人吉保健所の各協議会を一の協議会に統合することとした。(第1条の2及び別表関係)
- 3 協議会の組織に関する規定の改正
結核予防法の一部改正に伴い、協議会委員の定数、任期及び会長に関する規定を設けることとした。(第3条及び第5条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 施行期日
この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例

- 1 薬事法の一部改正に伴う引用条項の繰上げにより、関係規定を整理することとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「熊本県クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関する条例」と改めることとした。
- 2 営業者が一般的に講ずべき必要な措置を次のとおり定めることとした。(第2条第1項関係)
 - (1) 未処理の洗濯物は、専用の容器等に保管し、当該容器等には、未処理と表示し、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用したふたのある容器に別に保管し、当該容器には未消毒と表示することとした。
 - (2) 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上済みと表示することとした。
 - (3) 洗濯物の集配に用いる容器等は、仕上げの終わったものと未処理のものを区分できる専用のもので、仕上済み又は未処理と表示することとした。
 - (4) 集配に用いる容器等は、適宜消毒を行うこととした。
- 3 営業者が業務用の車両において講ずべき必要な措置を、一般的に講ずべき措置のほか、次のとおり定めることとした。(第2条第4項関係)
 - (1) 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有することとした。
 - (2) 食品の販売等を併せて行う場合においては、食品の販売等のための施設と隔壁を設けて完全に仕切ることとした。
 - (3) (2)に規定する場合において、洗濯物と食品を併せて取り扱う者については、手指の消毒その他清潔を保持するための措置を講ずることとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 公衆衛生上講ずべき措置の基準に次の基準を加えることとした。(別表第1関係)
 - (1) 一般事項(第1項第1号関係)

施設設備等の計画的な衛生管理、必要に応じて洗浄及び消毒の手順書作成と評価、能力に応じた食品取扱い並びに受注管理について規定することとした。
 - (2) 記録の作成及び保存(第1項第9号関係)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第3条の規定に基づき、営業者の責務を示すこととした。
 - (3) 回収及び廃棄(第1項第10号関係)

食品衛生上の健康被害を未然に防止するため、回収の手順書等の作成及び当該回収等の情報公開に努めることを規定することとした。
 - (4) 情報の提供(第1項第13号関係)

消費者に対して、安全性に関する情報提供に努めることを規定することとした。
 - (5) 運搬に係る衛生管理(第4項関係)

食品運搬時における運搬方法、温度管理、配送時間等に留意することを規定することとした。
 - (6) 販売に係る衛生管理(第5項関係)

販売量を見込んだ仕入れ、食品の温度管理等について規定することとした。
 - (7) 表示(第6項関係)

適正表示の実施及び弁当類の消費期限について規定することとした。
- 2 既存の基準について、一部基準の追加等を行うこととした。
 - (1) 営業施設の衛生管理(第1項第2号関係)
 - (2) 営業に使用する設備等の衛生管理(第1項第3号関係)
 - (3) ねずみ及び昆虫対策(第1項第4号関係)
 - (4) 廃棄物及び排水の取扱い(第1項第5号関係)
 - (5) 食品等の取扱い(第1項第6号関係)
 - (6) 使用水等の管理(第1項第7号関係)
 - (7) 食品衛生責任者の設置(第1項第8号関係)
 - (8) 管理運営要領の作成(第1項第11号関係)
 - (9) 検食の保存(第1項第12号関係)
 - (10) 食品取扱者等に対する衛生管理(第2項関係)
 - (11) 食品取扱者等に対する教育訓練(第3項関係)
- 3 その他関係規定を整理することとした。
- 4 公衆衛生上講ずべき措置の基準(第2条関係、別表第1)の改正に併せて、食品の自動販売機に係る公衆衛生上講ずべき基準(第2条第2項関係、別表第2)及び営業施設の基準(第3条第2項関係、別表第5)の関係規定を整理することとした。

した。

- 5 この条例は、平成17年7月1日から施行することとした。

◇熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 フロン回収・破壊法で規定されていた第二種特定製品（カーエアコン）に係るフロン類の適正処理に関する規定が自動車リサイクル法に移管されたことに伴い、当該第二種特定製品を廃棄する際の引取業者（登録業者）以外の第三者への引渡ししが制度上廃止されたことから、当該第三者についての適正な管理及び引渡義務、これらの管理等を怠った際の知事の勧告等の条項を削るとともに、これに伴う関係規定の整理を行うこととした。（第77条第2項、第79条、第81条第1項及び第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 生活環境項目に係る上乗せ排水基準の適用区分中、50立方メートル以上を50立方メートル以上1,000立方メートル未満と1,000立方メートル以上に細分することとした。（第3条、第2項関係）
- 2 上乗せ排水基準の適用区域を、従来の6水域から「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」第3条第1項に規定する熊本県に属する指定地域と同じ地域に拡大することとした。（第3条、別表第1関係）
- 3 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を定めることとした。（第3条、別表第3関係）
- 4 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上1,000立方メートル未満の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を定めることとした。（第3条、別表第4関係）
- 5 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を定めることとした。（第3条、別表第5関係）
- 6 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第5条第1項第5号中「能力」を「行為能力」に改めることとした。
- 2 この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県産業廃棄物税基金条例

- 1 熊本県産業廃棄物税基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。
- (1) 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に充てるため基金を設置することとした。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、熊本県一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金等により保管し、又は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生じる収益は基金に編入することとした。（第4条関係）
- (5) 財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できることとした。（第5条関係）
- (6) 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に充てる場合に限り基金を処分できることとした。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるほか、基金の管理に関し必要な事項は知事が定めることとした。（第7条関係）
- 2 この条例は、熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県の食の安全安心推進条例

- 1 この条例は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 この条例で使用する用語を定義することとした。（第2条関係）
- 3 食の安全安心の確保を実現していく上で、基本となる理念を定めるとともに、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割について規定することとした。（第3条-第6条関係）
- 4 県は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画を策定し、公表することとした。（第7条関係）
- 5 県は、県、消費者及び食品関連事業者の情報の共有並びにそれぞれの役割に合った連携・交流を推進するとともに、食の安全安心の確保に関し、消費者及び食

- 品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとした。(第8条、第9条関係)
- 6 県は、食品関連事業者による食品供給行程の各段階における記録管理、残留する農薬等の自主検査、農薬等の使用量の削減、生産履歴情報の消費者への提供などの取組を促進することとした。(第10条関係)
- 7 県は、食品供給行程の各段階を通じ一貫して、食品の安全性について監視、指導及び検査を実施するとともに、食品の適正な表示を確保し、食品の安全性に関する調査研究等を推進することとした。(第11条-第13条関係)
- 8 県は、食の安全安心につながる食育を推進することとした。(第14条関係)
- 9 県民は、食品の危害情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申し出ることができることとした。(第15条関係)
- 10 県は、食品による健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、危機管理体制を整備することとした。(第16条関係)
- 11 無登録農薬又は未承認動物用医薬品を使用した農林水産物である場合若しくは食品衛生法の規格基準等に合わない農林水産物である場合は、生産者に対し、当該農林水産物の出荷又は販売を禁止することとした。(第17条関係)
- 12 知事は、条例第17条違反の疑いがある場合は、生産現場等への立入検査等を実施することができることとした。また、農林水産物が条例第17条に違反する場合は、生産者に対し当該農林水産物の出荷停止等を勧告し、勧告に従わない場合は勧告の内容を公表することができることとした。(第18条、第19条関係)
- 13 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定に当たっては、環境保全施策との十分な連携を図るとともに、市町村、他の都道府県及び国と連携して施策を推進するよう努めることとした。(第20条、第21条関係)
- 14 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第22条関係)
- 15 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、供給の禁止、立入検査等並びに勧告及び公表の規定は、平成17年10月1日から施行することとした。
- 16 立入検査等並びに勧告及び公表の規定の適用を除外する規定を設けるとともに、食品衛生法等の一部を改正する法律第3条の規定の施行の日までは、読み替え規定を置き対応することとした。

◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 古物商の買受け等制限の対象に書籍を含むこととするため「(書籍を除く。)」を削り、合わせて、古物の買受け制限の例外事由を整備することとした。(第16条第2項関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県労働相談情報センター設置条例を廃止する条例

- 1 熊本県労働相談情報センター設置条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例

- 1 卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。
- (1) 開設者が公表しなければならない事項を規則で定めることとした。(第7条関係)
- (2) 取引規制の緩和のため、不必要な条文を削ることとした。(第5条、第12条、第15条及び第20条関係)
- (3) 委託手数料以外の報償の收受の禁止についての規定を削除することとした。(第9条関係)
- (4) その他規定を整理することとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1(3)の改正規定は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例

- 1 熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり基金条例

- 1 熊本県水とみどりの森づくり基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。
- (1) 森林の公益的機能の維持増進を図る施策の経費に充てるため、基金を設置することとした。(第1条関係)
- (2) 熊本県水とみどりの森づくり税収相当額から賦課徴収費用を控除した額の

- 範囲内で、予算で定めるものとする事とした。(第2条関係)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。また、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。(第3条関係)
- (4) 基金の運用により生ずる収益は、すべて基金に積み立てることとした。(第4条関係)
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- (6) 知事は、第1条の目的を達成するために行う施策に要する経費に充てる場合に限り、基金を処分することができることとした。(第6条関係)
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、熊本県水とみどりの森づくり税条例(平成 年熊本県条例第号)の施行の日から施行することとした。

◇熊本県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

- 1 熊本県林業改良指導員資格試験条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 屋外広告物法の一部改正等に伴い、必要な規定を整備することとした。
- (1) 屋外広告業の登録制を導入することとした。
- ア 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないものとする事とした。(第21条関係)
- イ 登録の有効期間、登録の要件、業務主任者の選任、登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止に関する事項、登録を受けない場合等の罰則等を定めることとした。(第21条の2から第21条の8まで及び第24条、第29条から第34条まで関係)
- ウ 業務主任者となるべき者は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者等のほか、国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者のうちから選任するものとする事とした。(第23条関係)
- エ その他規定の整備を行うこととした。
- (2) 広告物の表示等をしてはならない禁止地域に、都市計画法(昭和43年法律第100号)で定められた緑地保全地域、景観法(平成16年法律第110号)の規定により指定された景観計画区域等を追加することとした。(第3条関係)
- (3) 広告物の表示等をしてはならない禁止物件に、景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木を追加することとした。(第4条関係)
- (4) 電柱、街灯柱等に表示してはならない広告物に、はり札に類する広告物、広告旗及び立看板に類する広告物を追加することとした。(第4条関係)
- (5) 広告物の表示等について、知事の許可が必要な地域に、景観法の規定により指定された景観計画区域等を追加することとした。(第5条関係)
- (6) 許可地域等の適用除外となる広告物の種類に、はり札に類する広告物、広告旗及び立看板に類する広告物を追加することとした。(第6条関係)
- (7) その他規定の整備を行うこととした。
- 2 広告主の責務に関する規定を整備することとした。(第26条関係)
- (1) 広告主は、広告物の表示や管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする事とした。
- (2) 広告主に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができることとした。
- 3 条例に違反している広告物に対して、「違反広告物である旨」の表示ができることとした。(第16条の2関係)
- 4 その他関係規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
- (1) 第3条第1号の改正規定、同号の次に3号を加える改正規定(同条第1号の2を加える部分に限る。)、第4条第1項に1号を加える改正規定及び同条第2項の改正規定、第5条第1項第1号に2号を加える改正規定(同条第1号の2を加える部分に限る。)、第6条の改正規定並びに第7条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第3条第1号の次に3号を加える改正規定(同条第1号の3及び第1号の4を加える部分に限る。))及び第5条第1項第1号に2号を加える改正規定(同条第1号の3を加える部分に限る。))景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定する日
- 6 経過措置
- (1) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第20条の2の規定に基づき届出をして屋外広告

業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月（この期間内に改正後の熊本県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができることとした。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とすることとした。

- (2) この条例の施行の際現に旧条例第20条の3第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなすこととした。
- (3) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

- 1 高校奨学金に係る事務が県へ移管されることに伴い、採用事務を実施するための関係規定を整備することとした。（第7条関係）
- 2 機構に合わせて、緊急貸与制度を設けるため関係規定を整備することとした。（第7条の3関係）
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次に掲げる条例について、引用条文の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県文化財保護条例
 - (2) 熊本県文化財保護審議会条例
 - (3) 風致地区内における建築物等の規制に関する条例
- 2 これらの条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 別表熊本県熊本東警察署の項管轄区域の欄に
 - ・江津三丁目、同四丁目
 - ・下江津一丁目～同八丁目
 - ・画図東一丁目、同二丁目
 を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 第2条第1項中「2,940人」を「2,970人」に、「110人」を「111人」に、「229人」を「230人」に、「1,708人」を「1,726人」に、「893人」を「903人」に、「3,361人」を「3,391人」に改め、同条第2項中「2,940人」を「2,970人」に改めることとした。
- 2 附則第5項を次のように改めることとした。
 - 5 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、第2条第1項中「2,970人」とあるのは「2,984人」と、「230人」とあるのは「231人」と、「1,726人」とあるのは「1,735人」と、「903人」とあるのは「907人」と、「3,391人」とあるのは「3,405人」と、同条第2項中「2,970人」とあるのは「2,984人」とする。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。
平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第1号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。
(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次

に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告)

第4条 人事委員会は、毎年7月末日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第5条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 熊本県公報に登載する方法
- (2) 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
- (3) インターネットの利用その他の方法により閲覧に供する方法

2 前項第2号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 熊本県庁
- (2) 地域振興局（熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）第2条に規定する地域振興局をいう。）

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第2号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第15条の7の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「改良普及事業」を「普及事業」に、「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同項第1号中「試験研究機関」を「主として試験研究機関」に改め、「とともに農業、林業又は水産業に係る次号に掲げる職員を指導する」及び「(以下この条において「専門技術員」という。)」を削り、同項第2号中「農業、林業若しくは」を「主として農業、林業若しくは」に改め、「(専門技術員を除く。次項において「普及員」という。)」を削り、同条第2項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「専門技術員」を「前項第1号に掲げる職員」に、「普及員」を「同項第2号に掲げる職員」に改め、同条第3項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第15条の7の2の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第1項中「災害派遣手当」の次に「又は武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。)」を、「第32条第1項」の次に「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項及び第3項中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第11条の2の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条中「災害派遣手当」の次に「又は武力攻撃災害等派遣手当」を、「第32条第1項」の次に「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「条例」という。)第3条の改正規定(「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める部分に限る。)及び条例第15条の7の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第3号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「行なう」を「行う」に改め、同項第2号中「所員」の次に「(専ら現業を行う所員及び当該所員の指導監督を行う所員を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第4号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第11号事務の欄中「第31条の2第2項第11号ハ及び第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ハ及び第14号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第5号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例(昭和23年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「520,800円」を「535,800円」に改め、同条第2項の表中「173,600円」を「178,600円」に改める。

第5条第1号中「28,900円」を「29,700円」に改め、同条第2号及び第3号中「14,400円」を「14,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月1日前から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第6号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第309号中「1,500円」を「一通行経路につき200円」に改め、同項第331号から第337号までを次のように改める。

(331) から (337) まで 削除

第2条第1項第339号を次のように改める。

(339) 削除

第2条第1項第352号中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改め、同項第353号中「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改め、同項第382号を次のように改める。

(382) 削除

第2条第1項第400号の次に次の7号を加える。

(400) の2 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査
放置車両確認事務登録申請手数料 23,000円

(400) の3 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査
放置車両確認事務登録更新申請手数料 23,000円

(400) の4 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査
駐車監視員資格者証交付申請手数料 9,900円

(400) の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習
駐車監視員資格者講習手数料 19,000円

(400) の6 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査
駐車監視員資格者認定手数料 4,500円

(400) の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付
駐車監視員資格者証書換え交付手数料 2,100円

(400) の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付
駐車監視員資格者証書再交付手数料 2,000円

第2条第1項第404号中「1,750円」を「1,650円」に改め、同項第405号中「3,350円」を「3,200円」に改め、同項第411号中「2,250円」を「2,100円」に改め、同項第420号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第421号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第430号から第477号までを次のように改める。

(430) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する第一種医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査
第一種医薬品製造販売業許可申請手数料 155,300円

(431) 薬事法施行令第80条の規定に基づく同令第36条第1項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）を除く。）
第二種医薬品製造販売業許可申請手数料 130,900円

(432) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料 5,700円

(433) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬部外品製造販売業（製造販売する品目が薬事法施行令第20条第2項の規定に基づく医薬部外品に限る。（以下「特別審査対象医薬部外品」という。））の許可の申請に対する審査
医薬部外品製造販売業許可申請手数料（特別審査対象医薬部外品） 98,200円

(434) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬部外品製造販売業（製造販売する品目が薬事法施行令第20条第2項の規定に基づく医薬部外品以外の医薬部外品に限る。（以下「特別審査対象外医薬部外品」という。））の許可の申請に対する審査
医薬部外品製造販売業許可申請手数料（特別審査対象外医薬部外品） 74,700円

(435) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査
化粧品製造販売業許可申請手数料 74,700円

(436) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査
第一種医療機器製造販売業許可申請手数料 155,300円

(437) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査
第二種医療機器製造販売業許可申請手数料 130,900円

(438) 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査
第三種医療機器製造販売業許可申請手数料 98,200円

(439) 薬事法施行令第5条の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可に関する許可証の書換え交付
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付手数料 2,100円

(440) 薬事法施行令第6条の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可に関する許可証の再交付

- 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の再交付手数料
2,900 円
- (441) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する第一種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料 125,900 円
- (442) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査（薬局製造販売医薬品を除く。）
第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料 104,200 円
- (443) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく同令第 36 条第 1 項に規定する薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料 4,400 円
- (444) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する医薬部外品製造販売業（特別審査対象医薬部外品に限る。）の許可の更新の申請に対する審査
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料（特別審査対象医薬部外品）
79,100 円
- (445) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する医薬部外品製造販売業（特別審査対象外医薬部外品に限る。）の許可の更新の申請に対する審査
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料（特別審査対象外医薬部外品）
57,700 円
- (446) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
化粧品製造販売業許可更新申請手数料 57,700 円
- (447) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 125,900 円
- (448) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 104,200 円
- (449) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 12 条第 2 項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料 79,100 円
- (450) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分）
87,300 円
- (451) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分）
66,800 円
- (452) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分）
31,900 円
- (453) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分）
66,800 円
- (454) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる区分）
31,900 円
- (455) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料 11,200 円
- (456) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる区分）
87,300 円
- (457) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に掲げる区分）
43,100 円
- (458) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に掲げる区分）の許可の申請に対する審査
医薬部外品製造業許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に掲げる区

- 分) 31,900 円
- (459) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する化粧品製造業(薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に掲げる区分)の許可の申請に対する審査
化粧品製造業許可申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に掲げる区分)
43,100 円
- (460) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する化粧品製造業(薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に掲げる区分)の許可の申請に対する審査
化粧品製造業許可申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に掲げる区分)
31,900 円
- (461) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医療機器製造業(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に掲げる区分)の許可の申請に対する審査
医療機器製造業許可申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に掲げる区分)
87,300 円
- (462) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医療機器製造業(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に掲げる区分)の許可の申請に対する審査
医療機器製造業許可申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に掲げる区分)
66,800 円
- (463) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医療機器製造業(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に掲げる区分)の許可の申請に対する審査
医療機器製造業許可申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に掲げる区分)
31,900 円
- (464) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 40 条の 2 第 2 項に規定する医療機器修理業の許可の申請に対する審査
医療機器修理業許可申請手数料 70,700 円
- (465) 薬事法施行令第 12 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可に関する許可証の書換え交付
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の書換え交付手数料
2,100 円
- (466) 薬事法施行令第 55 条で準用する同令第 12 条の規定に基づく薬事法第 40 条の 2 第 2 項に規定する医療機器修理業の許可に関する許可証の書換え交付
医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料 2,100 円
- (467) 薬事法施行令第 13 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 2 項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可に関する許可証の再交付
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の再交付手数料 2,900 円
- (468) 薬事法施行令第 55 条で準用する同令第 13 条の規定に基づく薬事法第 40 条の 2 第 2 項に規定する医療機器修理業の許可に関する許可証の再交付
医療機器修理業の許可証の再交付手数料 2,900 円
- (469) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬品の製造業(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分)の許可の更新の申請に対する審査
医薬品製造業許可更新申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分)
56,700 円
- (470) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬品の製造業(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分)の許可の更新の申請に対する審査
医薬品製造業許可更新申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分)
42,400 円
- (471) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬品の製造業(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分)の許可の更新の申請に対する審査
医薬品製造業許可更新申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分)
21,400 円
- (472) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬品の製造業(薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分)の許可の更新の申請に対する審査
医薬品製造業許可更新申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分)
42,400 円
- (473) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬品の製造業(薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる区分)の許可の更新の申請に対する審査
医薬品製造業許可更新申請手数料(薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる区分)
21,400 円
- (474) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査

- 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 5,800 円
- (475) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる区分） 56,700 円
- (476) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 2 号に掲げる区分） 28,200 円
- (477) 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医薬部外品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医薬部外品製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 3 項第 3 号に掲げる区分） 21,400 円
- 第 2 条第 1 項第 477 号の次に次の 33 号を加える。
- (477) の 2 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する化粧品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 化粧品製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 1 号に掲げる区分） 28,200 円
- (477) の 3 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する化粧品の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 化粧品製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 4 項第 2 号に掲げる区分） 21,400 円
- (477) の 4 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医療機器の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医療機器製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 2 号に掲げる区分） 56,700 円
- (477) の 5 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医療機器の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医療機器製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 3 号に掲げる区分） 42,400 円
- (477) の 6 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 3 項に規定する医療機器の製造業（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に掲げる区分）の許可の更新の申請に対する審査
 医療機器製造業許可更新申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 5 項第 4 号に掲げる区分） 21,400 円
- (477) の 7 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 40 条の 2 第 3 項に規定する医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査
 医療機器修理業許可更新申請手数料 48,500 円
- (477) の 8 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 6 項に規定する医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる区分） 72,100 円
- (477) の 9 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 6 項に規定する医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号に掲げる区分） 51,200 円
- (477) の 10 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 6 項に規定する医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる区分） 25,400 円
- (477) の 11 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 6 項に規定する医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる区分） 51,200 円
- (477) の 12 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 13 条第 6 項に規定する医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第 26 条第 2 項第 3 号に掲げる区分）の申請に対する審査

- 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第2項第3号に掲げる区分） 25,400円
- (477) の 13 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分） 72,100円
- (477) の 14 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分） 35,700円
- (477) の 15 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第3項第3号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第3項第3号に掲げる区分） 25,400円
- (477) の 16 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第4項第1号に掲げる区分）の申請に対する審査
 化粧品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第4項第1号に掲げる区分） 35,700円
- (477) の 17 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第4項第2号に掲げる区分）の申請に対する審査
 化粧品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第4項第2号に掲げる区分） 25,400円
- (477) の 18 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医療機器製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第5項第2号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第2号に掲げる区分） 72,100円
- (477) の 19 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医療機器製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第5項第3号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第3号に掲げる区分） 51,200円
- (477) の 20 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医療機器製造業の許可の区分の変更又は追加（薬事法施行規則第26条第5項第4号に掲げる区分）の申請に対する審査
 医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料（薬事法施行規則第26条第5項第4号に掲げる区分） 25,400円
- (477) の 21 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査
 医療機器修理の修理区分変更又は追加許可申請手数料 17,800円
- (477) の 22 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する日本薬局方医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査
 日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料 38,700円
- (477) の 23 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査
 医療用医薬品製造販売承認申請手数料 212,400円
- (477) の 24 薬事法施行令第80条の規定に基づく同令第36条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に関する承認の申請に対する審査
 薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料 90円
- (477) の 25 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する一般用医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査
 一般用医薬品製造販売承認申請手数料 76,100円
- (477) の 26 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査
 医薬部外品製造販売承認申請手数料 37,100円
- (477) の 27 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医療機器の製造販売の承認の申請に対する審査
 医療機器製造販売承認申請手数料 103,200円
- (477) の 28 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第6項又は第80条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の調査（以下この号において「医薬品等適合性調査」という。）の申請に対する審査
 医薬品等適合性調査申請手数料 別表第19の2に掲げる区分に応じた額
- (477) の 29 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する日本

- 薬局方医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 22,700 円
- (477) の 30 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 14 条第 9 項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 104,500 円
- (477) の 31 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 14 条第 9 項に規定する薬局製造販売医薬品の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 90 円
- (477) の 32 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 14 条第 9 項に規定する一般用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 33,800 円
- (477) の 33 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 14 条第 9 項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 22,500 円
- (477) の 34 薬事法施行令第 80 条の規定に基づく薬事法第 14 条第 9 項に規定する医療機器の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 61,400 円

第 2 条第 1 項第 487 号の次に次の 2 号を加える。

- (487) の 2 屋外広告物条例第 21 条第 1 項の規定に基づく屋外広告業の登録の申請に対する審査
屋外広告業登録申請手数料 10,000 円

- (487) の 3 屋外広告物条例第 21 条第 3 項の規定に基づく屋外広告業の登録の更新の申請に対する審査
屋外広告業登録更新申請手数料 10,000 円

第 2 条第 1 項第 488 号中「第 20 条の 3 第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改め、同項第 492 号の 2 中「20 円」を「10 円」に改め、同項第 630 号ア中「3,360 円」を「5,040 円」に改め、同号イ中「2,730 円」を「3,050 円」に改め、同号ウ中「1,370 円」を「2,000 円」に改め、同項第 631 号中「3,990 円」を「5,040 円」に改め、同項第 632 号中「1,370 円」を「2,000 円」に改め、同項第 638 号ア中「3,360 円」を「5,040 円」に改め、同号イ中「2,730 円」を「3,050 円」に改め、同号ウ中「1,370 円」を「2,000 円」に改め、同項第 639 号中「3,990 円」を「5,040 円」に改め、同項第 640 号中「1,370 円」を「2,000 円」に改め、同項第 652 号ウ中「2,520 円」を「6,140 円」に改める。

第 3 条の表中 「第 2 条第 1 項第 130 号から第 132 号まで、第 297 号から第 301 号まで、第 372 号、第 404 号から第 406 号まで、第 408 号、第 412 号、第 483 号及び第 647 号の手数料 を

「第 2 条第 1 項第 130 号から第 132 号まで、第 297 号から第 301 号まで、第 372 号、第 400 号の 4、第 400 号の 7、第 400 号の 8、第 404 号から第 406 号 まで、第 408 号、第 412 号、第 483 号及び第 647 号の手数料 に改める。」

第 4 条第 11 項を同条第 13 項とし、同条第 10 項中「第 100 条第 2 項」を「第 97 条第 2 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 12 第 2 条第 1 項第 605 号及び第 614 号の手数料は、計量法第 20 条第 1 項又は同法第 117 条第 1 項の規定により指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関が検査を行う場合は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に納付するものとする。

この場合において、当該手数料は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の収入とする。

第 4 条中第 9 項を第 10 項とし、第 3 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 2 条第 1 項第 110 号の手数料は、児童福祉法第 18 条の 9 第 1 項の規定により指定試験機関が試験を行う場合は、当該指定試験機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第 5 中	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	900,000 円	を
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	109 万円	
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	121 万円	
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	154 万円	
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	180 万円	

危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	423 万円
危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	559 万円
危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	691 万円

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	900,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	109 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	121 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	154 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	180 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	423 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	559 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	691 万円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	123 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	146 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	163 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	201 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	233 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	476 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	612 万円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	744 万円

に改める。

別表第 19 の次に次の 1 表を加える。
別表第 19 の 2（第 2 条第 1 項第 477 号の 28 関係）

区 分	金 額
薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200 円
薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が 2 以上である場合にあっては、1 を超える調査品目の数に 2,000 円を

	乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円
薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円
薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200 円
薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円

薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200 円
薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円
薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

別表第26中「施行規則第15条第1項第3号イの規定による水道水の定期検査の項目、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について行う検査のうち有機物の検査を過マンガン酸カリウム消費量で行う検査」の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第352号及び第353号の改正規定並びに第4条第10項を同条第11項

に繰り下げる改正規定 公布の日
 (2) 第2条第1項第331号から第337号までの改正規定 平成17年4月2日
 (3) 第2条第1項第487号の次に2号を加える改正規定及び第2条第1項第488号の改正規定 平成17年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項第105号を次のように改める。

別表第1 | 105 削除
 別表第1 | 手数料の項第304号から第310号までを次のように改める。

別表第1 | 304から310まで 削除
 別表第1 | 手数料の項第312号を次のように改める。

別表第1 | 312 削除
 別表第1 | 手数料の項第348号を次のように改める。

別表第1 | 348 削除
 別表第1 | 手数料の項第363号の次に次の7号を加える。

- 363 の 2 放置車両確認事務登録申請手数料
- 363 の 3 放置車両確認事務登録更新申請手数料
- 363 の 4 駐車監視員資格者証交付申請手数料
- 363 の 5 駐車監視員資格者講習手数料
- 363 の 6 駐車監視員資格者認定手数料
- 363 の 7 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
- 363 の 8 駐車監視員資格者証再交付手数料

別表第1 | 手数料の項第393号から第428号までを次のように改める。

- 393 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
- 394 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
- 395 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料
- 396 医薬部外品製造販売業許可申請手数料
- 397 化粧品製造販売業許可申請手数料
- 398 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料
- 399 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料
- 400 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料
- 401 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- 402 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の再交付手数料
- 403 第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- 404 第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- 405 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- 406 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料
- 407 化粧品製造販売業許可更新申請手数料
- 408 第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- 409 第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- 410 第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- 411 医薬品製造業許可申請手数料
- 412 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
- 413 医薬部外品製造業許可申請手数料
- 414 化粧品製造業許可申請手数料
- 415 医療機器製造業許可申請手数料
- 416 医療機器修理業許可申請手数料
- 417 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の書換え交付手数料
- 418 医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料
- 419 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可証の再交付手数料
- 420 医療機器修理業の許可証の再交付手数料
- 421 医薬品製造業許可更新申請手数料
- 422 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料
- 423 医薬部外品製造業許可更新申請手数料
- 424 化粧品製造業許可更新申請手数料
- 425 医療機器製造業許可更新申請手数料
- 426 医療機器修理業許可更新申請手数料
- 427 医薬品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料
- 428 医薬部外品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料

別表第1 | 手数料の項第428号の次に次の16号を加える。

428 の 2	化粧品製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料
428 の 3	医療機器製造業の許可区分変更・追加許可申請手数料
428 の 4	医療機器修理業の修理区分変更又は追加修理申請手数料
428 の 5	日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料
428 の 6	医療用医薬品製造販売承認申請手数料
428 の 7	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料
428 の 8	一般用医薬品製造販売承認申請手数料
428 の 9	医薬部外品製造販売承認申請手数料
428 の 10	医療機器製造販売承認申請手数料
428 の 11	医薬品等適合性調査申請手数料
428 の 12	日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
428 の 13	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
428 の 14	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
428 の 15	一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
428 の 16	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
428 の 17	医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
別表第 1	手数料の項第 438 号の次に次の 2 号を加える。
438 の 2	屋外広告業登録申請手数料
438 の 3	屋外広告業登録更新申請手数料
別表第 1	手数料の項第 549 号を次のように改める。
549	削除
別表第 1	手数料の項第 558 号を次のように改める。
558	削除

熊本県水とみどりの森づくり税条例をここに公布する。
平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 7 号

熊本県水とみどりの森づくり税条例

(課税の目的)

第 1 条 県は、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号。以下「県税条例」という。）で定める県民税の均等割の税率の特例として水とみどりの森づくり税を課する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 17 年度以後の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 31 条の規定にかかわらず、同条に定める額に水とみどりの森づくり税額として 500 円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 17 年 4 月 1 日以後に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は県税条例第 37 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の期間に係る同条第 1 項に規定する法人等の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、水とみどりの森づくり税額として当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第 37 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 1 項」とあるのは、「熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成 17 年熊本県条例第 7 号）第 3 条第 1 項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(特例)

2 平成 17 年度分の個人の県民税に限り、平成 17 年 1 月 1 日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第 2 条の規定の適用については、同条中「第 31 条」とあるのは、「附則第 18 条」とする。

(経過措置)

3 第 3 条の規定にかかわらず、法人の平成 17 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 53 条第 1 項の申告書（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 71 条第 1 項（同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、地方税法第 53 条第 1 項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）又は同条第 2 項の申告書の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。
平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第8号

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

- 第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、熊本県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び熊本県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 熊本県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
2 熊本県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
3 熊本県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
3 本部長は、法第28条第7項の規定により、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 法第28条第8項の規定により知事が設置する熊本県国民保護現地対策本部（以下この条において「国民保護現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

- 第6条 国民保護対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

- 第7条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

- 第8条 第2条から前条までの規定は、熊本県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民保護協議会条例をここに公布する。
平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第9号

熊本県国民保護協議会条例

(目的)

- 第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、熊本県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。
2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事25人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事の任期は、2年とし、再任することを妨げない。幹事が欠けた場合における補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第10号

熊本県統計調査条例の一部を改正する条例

熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「能力」を「行為能力」に、「代って」を「代わって」に改める。

附 則

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行する。

熊本県地域福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第11号

熊本県地域福祉基金条例の一部を改正する条例

熊本県地域福祉基金条例（平成3年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

第4条中「熊本県一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第6条中「前条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第12号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(熊本県児童相談所条例の一部改正)

第1条 熊本県児童相談所条例（昭和39年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

(熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊

本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第13号

熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例(昭和53年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条に次の2号を加える。

(5) 身体障害者手帳に関する事務を行うこと。

(6) 法の規定に基づく更生医療に係る医療機関の指定又は指定の取消しを行うこと。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第14号

熊本県結核診査協議会条例の一部を改正する条例
熊本県結核診査協議会条例(昭和26年熊本県条例第95号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県結核の診査に関する協議会条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第3条第2項」を「第50条」に、「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に、「設置の特例」を「組織」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第1条の2を次のように改める。

(設置の特例)

第1条の2 法第48条第2項の規定により、次に掲げる2以上の保健所ごとに一の協議会を置く。

(1) 熊本県人吉保健所及び熊本県水俣保健所

(2) 熊本県山鹿保健所及び熊本県菊池保健所

(3) 熊本県阿蘇保健所及び熊本県御船保健所

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第10条中「定のあるものを除く外」を「定めるもののほか」に、「委員会」を「協議会」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「関係吏員」を「関係職員」に、「委員長」を「会長」に、「のべる」を「述べる」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削り、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(議事)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条中「委員長」を「会長」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

保健所	協議会の名称
熊本県有明保健所	熊本県有明結核診査協議会
熊本県八代保健所	熊本県八代結核診査協議会
熊本県人吉保健所 熊本県水俣保健所	熊本県人吉・水俣結核診査協議会
熊本県山鹿保健所 熊本県菊池保健所	熊本県山鹿・菊池結核診査協議会
熊本県阿蘇保健所 熊本県御船保健所	熊本県阿蘇・御船結核診査協議会
熊本県宇城保健所	熊本県宇城結核診査協議会
熊本県天草保健所	熊本県天草結核診査協議会

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第15号

熊本県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例

熊本県薬事審議会設置条例（昭和36年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第16号

熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の一部を改正する条例

熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例（平成14年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名中「クリーニング所において」を「クリーニング業を営む者が」に改める。

第1条中「クリーニング所において」を「営業者が」に改める。

第2条の見出し中「クリーニング所において」を「営業者が」に改める。

第2条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「クリーニング所における措置は」を「クリーニング所においてが講ずべき措置は、第1項各号に規定する措置のほか」に改め、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は」を「クリーニング所（洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うものを除く。）において講ずべき措置は、前項各号に規定する措置のほか」に改め、同項第1号中エ及びオを削り、力をエとし、同号キ中「、洗濯物の格納設備及び集配に用いる容器等並びに営業用器具」を削り、同号中キをオとし、クを力とし、ケをキとし、コをクとし、同項第3号中イを削り、ウをイとし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 未処理の洗濯物は、専用の容器等に保管し、当該容器等には、未処理と表示すること。この場合において、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用したふたのある容器に別に保管し、当該容器には未消毒と表示すること。
 - (2) 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上済みと表示すること。
 - (3) 洗濯物の集配に用いる容器等は、仕上げの終わったものと未処理のものを区分できる専用のものであり、仕上げ済み又は未処理と表示すること。
 - (4) 洗濯物の格納設備、集配に用いる容器等及び営業用器具は、適宜消毒を行うこと。第2条に次の1項を加える。
- 4 業務用の車両において講ずべき措置は、第1項各号に規定する措置のほか、前項第1号及び第3号から第7号までに掲げる措置とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第17号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 営業施設等における衛生管理

(1) 一般事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ 営業の施設（以下「施設」という。）、設備及び機械器具（清掃用の機械器具を含む。以下同じ。）の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

ウ イに定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるかを必要に応じ評価すること。

エ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

イ 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。

ウ 施設の内壁、天井及び床は、常に衛生上支障のないように維持すること。

エ 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放するに当たっては、ちり、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に衛生上支障のないようにし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 施設内では、動物を飼育しないこと。

(3) 営業に使用する設備等の衛生管理

ア 衛生保持のため、機械器具は、その目的に応じて使用すること。

イ 機械器具及び分解した機械器具の部品（以下「機械器具類」という。）は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

ウ 機械器具類は、定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

エ 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適切な洗剤を適正な方法で使用するこ

こと。
オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果の記録を作成するとともに、これを保存するよう努めること。

カ 乾燥させること。特に、食品に直接接触する包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

キ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

ク 施設、設備等の清掃用の機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

ケ 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

サ 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

(4) ねずみ及び昆虫対策

ア 施設及びその周囲は、常に良好な状態に保ち、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止する対策を講ずること。

イ ねずみ及び昆虫の駆除作業は、定期的に実施し、その実施記録を1年間保存すること。また、ねずみ又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

エ ねずみ又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は、必要に依

- じて容器等に入れ、床又は壁から離して衛生的に保管すること。一度開封したものについてもふた付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。
- (5) 廃棄物及び排水の取扱い
- ア 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、必要に応じて手順書を作成すること。
- イ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品の取扱い又は保管の区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。
- エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- (6) 食品等の取扱い
- ア 原材料及び製品の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録するよう努めること。
- イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後加工に供すること。保存に当たっては、当該食品に適した方法で行うこと。
- ウ 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）内では、相互汚染が生じないように区画する等適切な方法で保存すること。
- エ 添加物を使用する場合には、正確にはかりで計量し、適正に使用すること。
- オ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に又は安全な量まで死滅され、又は除去されること。
- カ 食品は、当該品の特長（水分活性、pH及び微生物による汚染状況）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態又は生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- キ 特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。
- (ア) 冷却
- (イ) 加熱
- (ウ) 乾燥
- (エ) 充てん
- (オ) 添加物の使用
- (カ) 真空調理又はガス置換包装
- (キ) 放射線照射
- ク 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
- (ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (イ) 製造、加工又は調理を行う区画には、当該区画で作業を行う食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）以外の者が立ち入ることのないようにすること（ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。）。また、これらの区域に入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗い等を行うこと。
- (ウ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- ケ 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。
- コ 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示を行うことができるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- サ 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
- (ア) 原材料及び製品への金属、ガラス、ちり、ほこり、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。
- (イ) 原材料、製品及び容器包装を一定の単位ごとに管理し、その管理状況の記録を作成し、これを保存すること。
- (ウ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
- (エ) 分割され、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。異物が認められた場合には、汚染された可能性がある部分を廃棄すること。
- (オ) 原材料として使用していないアレルギー物質（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号トに規定する特定原材料等をいう。）が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- シ 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (7) 使用水等の管理
- ア 施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、使用する水が、次に掲げる場合で、食品に直接接触する水に混入しないようにするときは、この限りでない。
- (ア) 暖房用蒸気、防火用水等食品製造に直接関係のない目的での使用

- (イ) 冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用
- イ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合には、年1回以上（不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行い、成績書を1年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合には当該期間）保存すること。
- ウ 水質検査の結果、飲用に適さないときは、直ちに使用を中止し、適切な措置を講ずること。
- エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、常に衛生的に管理すること。
- オ 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設置したときは、当該装置が正常に作動しているかを定期的に確認すること。また、その結果の記録を作成し、これを保存するよう努めること。
- カ 水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作ること。また、水は、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- キ 使用した水を再利用する場合にあっては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、その処理工程は、適切に管理すること。
- (8) 食品衛生責任者の設置
- ア 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。）は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておくこと。
- イ 食品衛生責任者は、都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長又は同法第252条の22第1項の中核市の長（以下「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- ウ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- エ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- オ 営業者は、エの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- (9) 記録の作成及び保存
- ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- イ アの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- ウ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、アの記録を提出すること。
- エ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、アの記録を保存するよう努めること。
- (10) 回収及び廃棄
- ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所長等への報告等の手順を定めること。
- イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された当該販売食品等に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- ウ 回収された販売食品等は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- エ 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。
- (11) 管理運営要領の作成
- ア 営業者は、施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- イ 定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アで作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- (12) 検食の保存
- ア 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋、仕出屋等にあつては、原材料、調理済み食品ごとに、検食を72時間以上冷凍し、又は冷蔵して保存すること。なお、原材料は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。
- イ アの場合には、製品の配送先、配送時刻及び配送量の記録を作成し、これを保存するよう努めること。
- (13) 情報の提供
- 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
- 2 食品取扱者等に対する衛生管理
- ア 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- イ 営業者は、保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要

- と認めるときには、食品取扱者に検便を受けさせること。
- ウ 食品取扱者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、営業者は、その旨を食品取扱者に報告させ、医師の診断を受けさせるよう努めること。
- エ 食品取扱者が、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この号において「感染症法」という。）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は同条第4項に規定する三類感染症の患者
- (イ) 感染症法第6条第10項に規定する無症状病原体保有者
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の飲食物を介して感染するおそれのある疾病の病原体保有者
- オ 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないこと。また、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を作業場内に持ち込まないこと。
- カ 食品取扱者は、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒又は殺菌を行うことが困難な手袋を原則として使用しないこと。
- キ 食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等を付けないこと。また、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- ク 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次に掲げる行為及びこれらに類する行為を慎むこと。
- (ア) 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。
- (イ) 作業中たん又はつばを吐くこと。
- (ウ) 喫煙
- (エ) 作業場での飲食
- (オ) 防護されていない食品に対してくしゃみ又は咳をすること。
- ケ 食品取扱者は、所定の場所以外の場所では着替え、喫煙、飲食等は行わないこと。
- コ 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じて適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、オ、キ、ク及びケの食品取扱者等に係る衛生管理の規定に従わせること。
- 3 食品取扱者等に対する教育訓練
- ア 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、処理、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- イ 営業者は、食品取扱者及び関係者を各種の食品衛生に関する講習会等に出席させ、衛生知識の向上に努めること。
- ウ 特に洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- エ 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じ、その内容を修正すること。
- 4 運搬に係る衛生管理
- ア 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品及び容器包装を汚染しないもので、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- イ 食品と食品以外の貨物とを混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れること等により食品以外の貨物と区分けすること。
- ウ 運搬中の食品がちり、ほこり、排気ガス等により汚染されないよう管理すること。
- エ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ、消毒を行うこと。
- オ 生乳、食用油脂等の未包装の食品等を輸送する場合は、必要に応じ、食品専用車両又はコンテナを使用すること。その場合は、車両又はコンテナに食品専用であることを明示すること。
- カ 食品等の運搬に当たっては、温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。
- キ 食品の配送時間が長時間に及ばないように配送経路等に留意し、時間の管理に注意すること。
- ク 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮した配送をする等、適切な出荷時間に注意すること。
- 5 販売に係る衛生管理
- ア 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。
- イ 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう衛生管理に注意すること。
- 6 表示
- ア 法に基づき適正な表示を行うこと。
- イ 消費期限の表示について、弁当の類にあつては、必要に応じ、時間まで記載すること。

別表第2第1項第1号中「清掃し、常に清潔に保つこと」を「定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること」に改め、同項第3号中「照明、換気等は、適正に」を「採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を」に改める。

別表第2第2項第2号中「清掃し、常に清潔に保つこと」を「定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること」に改め、同表第2項に次の1号を加える。

(8) 営業者の氏名、所在地及び連絡先を各自動販売機の見やすい位置に表示すること。

別表第2第3項第3号中「年1回以上水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。」を「年1回以上（不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行い、成績書を1年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は当該期間）保存すること。」に改め、同項第4号中「所管保健所長に報告し、その指示を受け」を「使用を中止し」に改め、同項第6号中「定期的に」を「適正に」に改める。

別表第2第5項中「従事者」を「食品取扱者」に改める。

別表第2第6項第1号中「従事者」を「食品取扱者及び関係者」に改め、同項第3号を削る。

別表第5第1項第3号中「、ほこり」を「、ちり及びほこり」に改め、同表第2第3号中「ふきん」の次に「、ペーパータオル等」を加える。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第18号

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第77条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第79条中「第二種特定製品」を「法第2条第3項の第二種特定製品」に改める。

第81条第1項中「、同条第2項に規定する第二種特定製品の管理若しくは引渡し」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「、第43条第6項若しくは第64条第2項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第19号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「同条第4項の特定事業場」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第239号）による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第1に掲げられた特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場 公共用水域の全域

(2) 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の特定事業場 別表第1に掲げる区域

第3条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場 別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の許容限度の欄に掲げる数値

(2) 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上1,000立方メートル未満の特定事業場 別表第4の項目及び許容限度の欄に掲げる項目について、同表の工場又は事業場の欄及び業種等の欄に掲げる区分ごとに、同表の項目及び許容限度の欄に掲げる数値

第3条第2項に次の1項を加える。

(3) 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上の特定事業場

別表第5の項目及び許容限度の欄に掲げる項目について、同表の工場又は事業場の欄及び業種等の欄に掲げる区分ごとに、同表の項目及び許容限度の欄に掲げる数値

別表第1を次のように改める。
 別表第1 上乗せ排水基準の適用区域（第2条関係）

水 域	区 域
有明海及び八代海水域	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域

別表第2備考中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）」を「施行令」に改める。

別表第2の2を削る。

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3 1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場に係る上乗せ排水基準（第3条関係）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)	160 (120)
化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)	160 (120)
浮遊物質量 (単位1リットルにつきミリグラム)	200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	- (3,000)

備考

- この表においてかっこの中の数値は、日間平均の値とする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

別表第4 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上1,000立方メートル未満の特定事業場に係る上乗せ排水基準（第3条関係）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度		
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種 (し尿処理施設を除く。)	25 (20)	40 (30)
		し尿処理施設	20	70

	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		70 (50)	90 (70)	
		食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	30 (20)	60 (50)
			その他のもの		40 (30)	60 (50)
		飲料製造業	水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		40 (30)	60 (50)
			飲料製造業	酒類製造業		40 (30)
		その他飲料製造業		30 (20)	60 (50)	
		その他のもの（弁当製造業を除く。）		40 (30)	40 (30)	
		繊維工業		40 (30)	40 (30)	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		90 (70)	60 (50)	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		60 (45)	80 (60)	
		窯業・土石製品製造業		25 (20)	100 (80)	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		-	150 (100)	
		旅館業		60 (50)	70 (50)	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するものと畜場		60 (50)	70 (50)	
		と畜場		40 (30)	60 (40)	
		下水道終末処理施設		20	70	
し尿処理施設		30	70			
その他のもの		25 (20)	40 (30)			
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）		25 (20)	40 (30)	
		し尿処理施設		20	70	
	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		30 (25)	80 (60)	
		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業		25 (20)	50 (40)
			その他のもの（弁当製造業を除く。）		25 (20)	40 (30)